

令和7年度
一般廃棄物処理実施計画

更 別 村
令和7年4月1日

1. 一般廃棄物処理の基本的事項

(1) 計画の位置付け

本計画は更別村ごみ処理基本計画(令和3年度策定)及び更別村生活排水処理基本計画(令和2年度策定)に基づき、本村の区域内で発生する一般廃棄物の適正処理を確保し、あわせて同基本計画の推進及び実施のために必要な単年度ごとの実施計画を定めるものである。

(2) 計画区域 更別村全域

(3) 計画期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間

(4) 処理対象 一般廃棄物、資源物、し尿、浄化槽汚泥

(5) 発生・処理計画量

項 目	発生・処理計画量
可燃ごみ	266.70t
不燃ごみ	99.09t
資源物	420.32t
大型ごみ	7.05t
合計	793.16t

※ 更別村ごみ処理基本計画、令和5年度の収集量より推計

(6) 関連する法令等

- ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項
 - ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和45年厚生省令第35条)第1条の3
 - ③ 更別村廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成15年6月25日条例第28号)
- 以上の規定により実施計画を策定する。

2. 一般廃棄物発生・排出抑制のための方策

(1) ごみの発生・排出抑制のための方策に関する事項

村はごみの発生・排出抑制及び再資源化施策を推進し、村民・事業者へ浸透を図るため、次の事業を実施する。

① 広報・啓発事業

- ・ 家庭ごみ収集カレンダーの全戸配布
- ・ 資源物分別・収集に関するポスターの全戸配布
- ・ 広報誌等での啓発
- ・ 更別村クリーン作戦の開催

(2) ごみの減量化及び資源化に関する事項

村はこれまで実施しているごみの減量化及び資源化に対する啓発活動を進め、更なるごみの減量化及び資源化に向け、次の事業を実施する。

① ごみの減量化・資源化事業

- ・ 更別村リサイクルセンターにて資源物の無料収集

新聞、雑誌、その他の紙類、ダンボール、その他紙製容器類、びん類、缶類、ペットボトル、容器包装プラ類	十勝圏複合事務組合リサイクルプラザへ搬入する
木くず	業者によりチップ化する
コンクリート、金属類	業者により再生利用する
落ち葉・芝・花殻	業者により土にかえす
食用油	業者によりバイオディーゼル燃料化する
繊維製品、かばん・靴	業者により再販売したり、ウエスとして使用する
小型家電	業者によりレアメタルを採取し再利用する

② 生ごみ堆肥化の推進

- ・ 更別村リサイクルセンターにて無料収集し、堆肥化する
- ・ 環境美化推進協議会によりコンポストの購入助成をする

(3) ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する事項

① 事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物(事業活動に伴って生じた一般廃棄物)は、事業者が自らの責任において次のいずれかの方法により適正に処理する。

- ・ 事業者が自ら十勝圏複合事務組合くりりんセンターへ運搬し処分依頼する。
- ・ 村長が許可した一般廃棄物収集運搬業者に依頼して十勝圏複合事務組合くりりんセンターにて処分する。

② 在宅医療廃棄物

在宅医療廃棄物の種類	排出方法等
・注射器及び注射針等の鋭利なもの ・感染性の危険が高いと判断されるもの ・使い残して不用となった医薬品類	・提供を受けた医療機関又は薬局へ返却する
・針の付いていないチューブ類、カテーテル類 ・腹膜透析(CAPD)バッグ、点滴バッグ、プラスチック製ボトル類 ・ストーマ袋、導尿バッグ	・汚物はトイレに流したうえで、液漏れしないようにし、ビニール袋か紙袋に入れてから可燃ごみ(指定袋)に入れて排出する。
・薬の容器(ガラス製、金属製)、点滴ボトル(ガラス製)	・中身を残さないで、不燃ごみ(指定袋)に入れて排出する。

(4) 不法投棄への対応

- ① 不法投棄を未然に防止するために、職員による監視パトロールの強化を図る。
- ② 不法投棄があった場合は速やかに回収し、ごみが累積するのを防ぐ。

(5) その他ごみの処理に関し、必要な事項

- ① 災害時のごみ処理対策は、更別村地域防災計画計画に基づき対応する。
- ② 村で回収しない廃棄物の周知を図る。

3. 収集・運搬計画

(1) 村で収集する廃棄物(家庭系一般廃棄物)

① 収集運搬

種類	収集運搬			
	主体	回数	排出方法	方式
可燃ごみ	村(委託)	週2回	資源にならない紙類、布類、木類等を村指定有料袋に入れて市街地は当日の朝8時までに、農村部は当日の10時までに排出する。	市街地:戸別回収、 ステーション回収 農村部:ステーション回収
不燃ごみ		週1回	資源にならないプラスチック類、陶磁器、ゴム、金属類等を村指定有料袋に入れて市街地は当日の朝8時までに、農村部は当日の10時までに排出する。	
大型ごみ		年2回	大型ごみシールを貼付して当日の朝8時までに排出する。	
危険ごみ(蛍光管・電池・ライター等)	直接搬入 (村リサイクルセンター)	週4回	リサイクルセンターストックヤードに直接搬入する。	直接搬入のみ

② 中間・最終処分等

種類	中間・最終処分等		
	方法	主体	施設
可燃ごみ	焼却	十勝圏複合事務組合	くりりんセンター うめへるセンター美加登
不燃ごみ	破砕 選別		
大型ごみ	破砕		
危険ごみ(蛍 光管・電池・ラ イター等)	資源化		

(2) 村で収集する資源物

① 収集運搬

種類	収集運搬			
	主体	回数	排出方法	
缶、びん、 ペットボトル	村(委託)	回収:月 2 回 直接搬入: 週 4 日	洗浄・乾燥させてから種 類ごとに透明・半透明の 袋に入れて当日の朝8 時までには排出するカリ サイクルセンターストック ヤードに直接搬入す る。	市街地:戸別回収、 ステーション回収 農村部:ステーション回収
古紙類 (新聞、チラ シ、ダンボー ル、雑誌、紙 パック、その 他の紙)				
紙容器		回収:月 2 回 直接搬入: 週 4 日	汚れを取り除き、透明・ 半透明の袋に入れて当 日の朝8時までには排出 するカリサイクルセンタ ーストックヤードに直接 搬入する。	
プラ容器			洗浄・乾燥させてか ら種類ごとに透明・ 半透明の袋に入れて 当日の朝8時までには 排出するカリサイク ルセンターストック ヤードに直接搬入す る。	

種類	収集運搬			
	主体	回数	排出方法	
木くず、落ち葉・芝・花殻、コンクリート、金属	直接搬入 (村リサイクルセンター)	週4日 ※4月～11月	リサイクルセンターストックヤードに直接搬入する。	直接搬入のみ
食用油		週4日	リサイクルセンター回収容器に投入する。	
生ごみ			リサイクルセンターに配置している処理機に投入する。	
繊維製品、かばん・靴類			リサイクルセンターストックヤードに直接搬入する。	
小型電子機器等				

② 中間・最終処分等

種類	中間・最終処分等		
	方法	主体	施設
缶、びん、 ペットボトル	資源化 選別・圧縮	指定法人	—
古紙類 (新聞、チラシ、 ダンボール、雑 誌、紙パック、 その他の紙)	資源化		
紙容器	資源化 集積		
プラ容器	資源化 選別・圧縮		
木くず、落ち 葉・芝・花殻、 コンクリート、 金属	資源化	委託業者	—
食用油		許可業者	
生ごみ		更別村	更別村リサイクルセンター
繊維製品、 かばん・靴類	再利用	委託業者	—
小型電子機 器等	資源化		

(3) 排出者または許可業者が施設へ搬入するごみ

事業系一般廃棄物及び引っ越しごみなど、家庭から一時的に多量に発生したごみは、許可業者に収集運搬を委託するか、自ら下記の施設に搬入する。

ごみ・資源物の 種 類	収集・運搬	中間・最終処分等		
	主体	方法	主体	施設
可燃ごみ	排出者	焼却	十勝圏複合事務組 合	くりりんセンター
不燃ごみ		破碎 選別		うめへるセンター
大型ごみ	許可業者	破碎		美加登

(4) 村で処理しないもの

区分	内容
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)が適用される電気製品	エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機
資源の有効な利用の促進に関する法律(パソコンリサイクル法)が適用される電気製品	パソコン本体、モニター、ノートパソコン
適正処理困難物	ピアノ、鉄柱、大型温水器、農機具、タイヤ、砂、土、石、瓦、ガスボンベ、消火器、バッテリー(車両等用)、廃油、塗料、火薬、農薬等危険物、在宅医療廃棄物など
特定管理一般廃棄物	PCB 使用物、感染性一般廃棄物、ばいじん・燃え殻

(5) 一般家庭系廃棄物の収集地区と収集日

区分	市街地区	農村地区
可燃ごみ	火曜日・金曜日	火曜日
不燃ごみ	水曜日	水曜日
資源物	第2・第4木曜日	市街地区収集日の翌日
大型ごみ	4月第2土曜日、12月第1土曜日	

(6) 収集日の休務日 12月31日から1月3日まで

(7) 収集開始時刻 午前8時

4. 選別・中間処理・最終処分場

(1) 焼却処理施設

名称	くりりんセンター
所在地	帯広市西24条北4丁目1番地5
供用開始	平成8年10月1日
処理方式	全連続燃焼式ストーカ
公称能力	330t/ 日(110 t/ 24 h × 3 炉)
焼却対象物	可燃ごみ、破碎選別処理後の可燃ごみ
設置主体	十勝圏複合事務組合

(2) 破砕処理施設

名称	くりりんセンター
所在地	帯広市西24条北4丁目1番地5
供用開始	平成8年10月1日
公称能力	110t/日
処理対象物	不燃ごみ、大型ごみ
処理方式	破砕・選別方式

(3) 資源化物選別保管等施設

名称	更別村リサイクルセンター
所在地	河西郡更別村字更別南1線 90 番地3
供用開始	平成4年6月23日
収集保管対象物	新聞、雑誌、ダンボール、飲料用紙パック、その他紙製容器類、その他の紙類、びん類、缶類、ペットボトル、容器包装プラスチック類、木くず、落ち葉・芝・花殻、コンクリート、金属、食用油、繊維製品、かばん・靴、小型家電、危険ごみ(蛍光管、電池、電球、ライター)
選別方式	手選別作業

(4) 堆肥化施設

名称	更別村リサイクルセンター
所在地	河西郡更別村字更別南1線 90 番地3
供用開始	平成 13 年度
処理対象物	生ごみ
処理方式	乾燥処理(堆肥化)

(5) 最終処分場

名称		うめへるセンター美加登
所在地		中川郡池田町字美加登279番10
埋立開始		平成23年4月1日
埋立面積		27, 029㎡
埋立容積		311, 200㎡
残余容量		107, 396㎡(令和6年3月現在)
埋立最終年度		令和17年度
浸出水	処理方式	逆浸透膜処理方式
	処理能力	2 5 ㎡／日

5. 生活排水処理実施計画

(1) 計画区域 更別村全域

(2) 計画期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(3) 処理計画量

し尿及び浄化槽汚泥排出量:1124.29m³

し尿	325.81m ³
単独処理浄化槽汚泥	1.77m ³
合併処理浄化槽汚泥	622.28m ³
下水道汚泥	166.87m ³
集落排水汚泥	7.56m ³

※更別村生活排水処理基本計画、令和5年度実績を参考に推計

(4) 生活排水処理の目標

公共下水道人口	1,719人
集落排水人口	85人
合併処理浄化槽人口	1,003人
単独処理浄化槽人口	3人
し尿汲み取り人口	230人
生活排水処理率	91.87%

※更別村生活排水処理基本計画、令和5年度実績を参考に推計

(5) 生活排水処理、し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

公共下水処理場	更別市街地区
集落排水処理場	上更別市街地区
合併処理浄化槽	公共下水道区域、集落排水処理区域を除く地区

(6) し尿・浄化槽汚泥処理施設

名称	十勝川浄化センター
所在地	帯広市西18条北3丁目
供用開始	昭和55年1月
計画処理能力	106,000m ³ /日
処理方法	標準活性汚泥法
放流河川	十勝川

(7) 合併処理浄化槽設置整備

- ・ 浄化槽法の改正により、新規に単独処理浄化槽の設置が禁止され、下水道等の計画が無い地区に設置されているものについては、合併処理浄化槽への転換を図る事を努力することが求められていることから(浄化槽法附則)、合併処理浄化槽の設置を促進する。

(8)し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

- ① し尿の収集運搬:村(委託業者)
- ② 浄化槽汚泥の収集運搬:村(委託業者)